

平成28年4月16日の熊本県熊本地方の地震に伴う 長崎県土砂災害警戒情報発表基準の暫定的な運用について

平成28年4月16日01時25分頃に、熊本県熊本市で発生した地震による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった市町については、土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用します。

平成28年4月16日01時25分頃に、熊本県熊本地方で発生した地震により、南島原市で、震度5強を観測しました。

南島原市では、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられます。

このため、震度5強を観測した南島原市については、当分の間、長崎県と長崎地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準(土壌雨量指数基準)について、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。

暫定基準：通常基準の8割

暫定基準を設ける市町：南島原市

なお、今後は地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を見直します。

本件に関する問い合わせ先

長崎県土木部砂防課（電話 095-820-4788）

長崎地方気象台（電話 095-811-4862）

通常基準を暫定的に変更する市町

